



養育費と民事執行法改正

法テラス八雲法律事務所

弁護士 鳴本

(函館弁護士会所属)



■養育費とは、子どもと離れて暮らす父親または母親が、子どもを実際に養育しているもう一方の親に対して支払う費用のことをいい、両親の離婚後も子どもが健全に成長していくために、とても重要な役割を果たします。しかしながら、養育費が適正に支払われていないケースは決して少なくありません。

■このような中で、本年4月1日に改正民事執行法が施行されました。これにより、養育費が適正に支払われていない場合に、養育費を強制的に回収できる可能性が広がりました。養育費との関係で、特に重要な改正点は次の2点です。

■まず、今回の改正により、「第三者からの情報取得手続き」が新設されました。これまで、元配偶者が転職をして勤務先がわからなくなった場合、給与を差し押さえて強制的に養育費の支払いを受けることが困難となっていました。今回の改正では、裁判所を通じて、自治体や年金事務所に対して、元配偶者の転職後の勤務先を照会することが可能となります。

■また、本改正では、裁判所が金融機関に対して、情報提供命令を出すことも可能となりました。これにより、元配偶者が養育費を支払ってくれない場合に、従来よりも簡単な手続で預金口座を差し押さえることができるようになります。

■元配偶者の逃げ得や財産隠しを防ぐ今回の法改正が、ひとり親家庭の貧困問題を解決する糸口となるかもしれません。

■さて、当事務所では、今回紹介した養育費の問題を含め、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予約の電話番号をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-5563)」でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

安全安心なまちづくりの日および全国地域安全運動の実施 ～みんなで築こう、安全で安心な大地～

人と人の絆を強めるとともに、防犯意識を高め、犯罪のない安心して暮らせる北海道を目指しましょう。

◎安全安心なまちづくりの日

10月11日(日)

◎地域安全運動

【運動期間】10月11日(日)～20日(火)

【重点運動】

①子どもと女性の犯罪被害防止

子どもに防犯ブザーや防犯ホイッスルなどの防犯グッズを持たせることに加え、ジョギング、買い物、犬の散歩中などの、日常活動中にも子どもの安全に目を向けて「ながら見守り活動」を行い、みんなで子どもを守りましょう。

夜間は、できるだけ人通りが多く明るい道を歩き、イヤホンで音楽を聴いたり、スマートフォンを操作しながらなどの「ながら歩き」は、周りの音や人に気づきにくいのでやめましょう。

②特殊詐欺の被害防止

普段から家族間で連絡を取り合い、詐欺の話をしてお互いに詐欺に関心を持ちましょう。

「自分だけは大丈夫」と思っている人ほど危険です。「自分もだまされるかもしれない」という心構えをして詐欺の電話などがあった場合に落ち着いて対応しましょう。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110